

金融庁金融研究センター研究プロジェクト  
「監督当局及び保険会社による代理店管理の在り方」  
現状報告

2024年10月16日

同プロジェクト特別研究員:

中出 哲(早稲田大学教授)、土岐 孝宏(中京大学教授)、山下 徹哉(京都大学教授)、鄭 燦玉(立教大学助教)

- 本資料は、金融庁金融研究センターから嘱託された特別研究員による研究プロジェクト「監督当局及び保険会社による代理店管理の在り方」における研究過程で得られた成果のうち、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」(第2回)(以下、「本ワーキンググループ」という。)における議論に資すると思われる情報をまとめた現状報告である。
- 本資料は、英国、ドイツ連邦共和国(以下「ドイツ」という。)、アメリカ合衆国ニューヨーク州(以下「米国(ニューヨーク州)」という。)、大韓民国(以下「韓国」という。)における保険募集に係る法令及びガイドライン等、公表情報に基づき作成されている。保険募集以外の法令についても、可能な範囲で調査は行っているが、一般法すべてを調査していないことには、留意されたい。
- 正確性には可能な限り配慮しているが、本ワーキンググループでの説明時間の制約もあり、関連事項を網羅的に検討・記載しているわけではないこと、前提となる法制度、保険募集の実態、用語の定義等は各国で大きな違いがあるため、必ずしも正確な比較とならない場合があることには、留意されたい。

# 諸外国における保険代理店に関する制度比較

No.	項目	英国	ドイツ	米国(ニューヨーク州)	韓国
1	大規模であることを要件とする保険代理店に対する上乗せ規制	○ 【FCAハンドブック】 具体的な規模を分ける基準は定められていないが、保険代理店(専属保険代理店を除く、以下英国に関して同じ。)には、その規模に応じた体制の整備が求められている。	○ 【法令】 大規模法人保険代理店には、その規模に適した保険仲介の専門知識を持つ監督者の数を確保する義務がある。	△(監督法上、明示の規制・義務はないが、当局からの処分・損害賠償請求訴訟を受けおそれに備えて、保険代理店において、自主的に規模に応じた体制整備等の対応を行う可能性はある。)	○ 【法令】 保険代理店には、規模に応じて、法令等遵守責任者を設置する義務等がある。
2	保険代理店における監督者又は責任者の配置	○ 【FCAハンドブック】 保険代理店には、内部統制システムの構築が求められており、そこでは責任者を明確化することが求められている。	○ 【法令】 保険代理店は、仲介について指導的立場で責任を負う者を(商工会議所が所管する)仲介人登録簿に記入(登録)する義務がある。	○ 【法令】 保険代理店の営業所ごとにエージェント又はブローカーの資格保有者を配置し、当該責任者による監督に服すべきものとし、また各営業所の責任者の名前を当局に届け出る義務がある。	△(一部あり) 【法令】 大規模法人保険代理店(使用人が500名以上。以下韓国に関して同じ。)につき、業務指針の遵守状況の点検及び違反事項の調査を行う者を1名以上設置する義務等がある。
3	保険代理店における苦情処理体制の整備義務	○ 【FCAハンドブック】 保険代理店には、苦情処理窓口を設置し、顧客からの苦情に適切に対応するためのプロセスを確立することが求められる。	△(一部あり) 【法令】 営業許可が必要な保険代理店には、苦情処理にかかるガイドライン策定義務のほか、具体的な苦情のもとでの苦情調査義務及び回答義務等がある。	△(監督法上の義務は現時点では確認できていない。ただし、事業者の規模に応じた体制整備として、一般法令上、苦情処理に係る体制整備が義務付けられている可能性はある。)	△(一部あり) 【法令】 銀行等が保険代理店である場合には、保険契約者等からの苦情を受け付けてその処理を行う専担窓口を当該銀行等の本店に設置する義務がある。

# 諸外国における保険代理店に関する制度比較

No.	項目	英国	ドイツ	米国(ニューヨーク州)	韓国
4	保険代理店における内部通報体制の整備義務	○ 【FCAハンドブック】 保険代理店には、内部通報体制を整備することが求められている。	△(監督法上の義務としては ないが、一般法として、被用 者50人以上となる雇用主 には、公益通報窓口を設 置する義務がある。)	○ 【ガイダンス】 内部通報に関する一般法令 の適用があることを前提に、 保険代理店を含むニュー ヨーク州金融サービス局の 監督下にある金融事業者 に対して内部通報体制の 内容に関するガイダンス が発行されている。	△(一部あり) 【監督指針】 大規模法人保険代理店 には、内部通報者制度の 運営に関する所定の事項 を、内部統制のための業 務指針に含めることが 求められている。
5	保険代理店における内部監査体制等の整備義務	○ 【FCAハンドブック】 保険代理店には、内部統 制システムを構築するこ とが求められている。	△(監督法上の義務として はないが、一般法として、 上場会社の取締役には、 事業活動の範囲及び会社 のリスク状況を勘案して 適切かつ有効である内部 統制システムを構築する 義務がある。)	△(保険代理店を含む ニューヨーク州金融サー ビス局の監督下にある 金融事業者のうち大規 模なものは、サイバー セキュリティ規則で、 サイバーセキュリティに 関する独立監査等が求 められているが、一般 的な内部監査について 、監督法上の規制は 現時点では確認でき ていない。)	△(一部あり) 【監督指針】 使用人500名以上の 非専属の法人保険代 理店には、消費者保 護に関する内部統制 を遂行する上で必要 となる意思決定機 構(内部統制委員 会)の設置・運営が 求められている。

# 諸外国における保険代理店に関する制度比較

No.	項目	英国	ドイツ	米国(ニューヨーク州)	韓国
6	保険会社における利益相反等防止義務	<p>○</p> <p>【FCAハンドブック】 保険会社には、利益相反防止のために、「報酬体系が顧客の最善の利益に関するルールの遵守義務と対立しないようにすること」等が求められている。また、保険会社には、利益相反指針を策定し公表することが求められている。</p>	<p>○</p> <p>【法令】 保険会社には、保険契約者に対し、常に、正直、誠実かつ専門的に、可能な限り最善の利益となるよう行動する義務がある。 また、保険会社には、報酬(インセンティブ)ゆえに、顧客の最善利益義務に反する(許容できない矛盾を生む)誤った推奨が起こらないように、保険代理店及び従業員の報酬を調査の上、これを評価点検して、必要に応じてその報酬を適切な形に適合させる義務がある。</p>	<p>△(一部あり)</p> <p>【法令】 生命保険・年金保険の販売について顧客の最善利益のために行動すべき義務がある。</p>	<p>○</p> <p>【法令】 保険会社には、内部統制基準の一項目として、顧客との利益相反を防止するための適切な手続を講じる義務がある。</p>

## 諸外国における保険代理店に関する制度比較

No.	項目	英国	ドイツ	米国(ニューヨーク州)	韓国
7	保険代理店における利益相反等防止義務	<p>○</p> <p>【FCAハンドブック】 上記の保険会社における利益相反防止に関するルールは、原則として、保険代理店にも適用される。</p>	<p>○</p> <p>【法令】 保険代理店にも、保険契約者に対し、常に、正直、誠実かつ専門的に、可能な限り最善の利益となるよう行動する義務がある。 保険代理店は、顧客の最善利益義務に抵触する形に、その従業員に報酬を与え、あるいはその従業員を査定評価してはならず、また、保険代理店は、その従業員が、保険契約者の需要に合致しない保険商品をあえて推奨することになる報酬上のインセンティブ等を設定してはならない。</p>	<p>△(一部あり)</p> <p>【法令】 生命保険・年金保険の販売について顧客の最善利益のために行動すべき義務がある。</p>	<p>△(一部あり)</p> <p>【監督指針】 大規模法人保険代理店には、顧客との利益相反に関する事項を、内部統制のための業務指針に含めることが求められている。</p>